

みやぎ6次産業化トライアル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、宮城の将来ビジョンに掲げる「競争力ある農林水産業への転換」の早期実現に向けて、県内の農林漁業者等が生産する農林水産物の他、地域の自然、伝統、文化、人材などの資源を最大限に活用した新たな6次産業化の取組による農林水産業の成長産業化を図るため、みやぎ6次産業化トライアル事業実施要領(平成29年6月5日施行。以下「要領」という。)に基づき事業実施主体が行う事業に要する経費について、予算の範囲内においてみやぎ6次産業化トライアル事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 本事業費補助金の補助対象となる事業実施主体、事業の内容及び補助率等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員

(2) 県税に未納がある者

3 規則第3条第2項の規定による補助金交付申請書に添付しなければならない書類の様式は、下記のとおりとする。

(1) みやぎ6次産業化トライアル事業実施計画書(要領 別紙)

(2) 経費の配分及び収支予算書(別紙1)

(3) 暴力団排除に関する誓約書(別紙2)

(4) 納税証明書(県税に係るもの)

(5) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(遂行状況報告)

第5 規則第10条の規定により知事が必要であると認める場合は、様式第4号により、事業実施主体に対して遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5号によるものとする。

2 前項の補助事業実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の実施年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日とする。ただし、知事が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第8 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加した財産が10万円以上のもの）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間において、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(帳簿及び書類の備え付け等)

第9 事業実施主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出経由)

第10 この要綱により知事に提出する書類は、事業実施箇所を所轄する地方振興事務所（又は地域事務所）を経由するものとし、地方振興事務所長は、必要に応じて写しを取り保管するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する地方振興事務所（又は地域事務所）を経由するものとする。

(運営状況報告)

第11 知事は、この補助事業により導入された機械、器具等の利用状況等について、補助事業を実施した年度の翌年度から3年間報告を求めることができる。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別

に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月5日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(別表) 補助事業の交付対象となる事業実施主体、事業の内容及び補助率等

事業名	補助対象者	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助率(補助金)	重要な変更	
					経費の変更	事業計画の変更
みやぎ6次産業化トライアル事業	<p>下記の1から3のいずれかに該当し、かつ「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(以下「六次産業化・地産地消法」という。)に基づき総合化事業計画の認定を受けている者又は事業実施年度の2月末までに認定を受けるところが確実と認められる者</p> <p>1 県内に本店を有する農林漁業の法人等(株式会社, 有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社及び農事組合法人)</p> <p>2 農林漁業者の組織する団体(代表者の定めがあり, かつ組織及び運営について規約の定めがある団体)</p> <p>3 農林漁業を営む個人</p>	<p>事業実施計画の達成に必要な機械や器具等の整備で次に掲げるもの。</p> <p>ただし, 総事業額が概ね150万円以上であるものとし, 機械については原則として1台10万円以上のもので, 一体的に使用する機械は合算して一式10万円以上のものを対象とする。また, 汎用性の高い什器, 事務机, キャンベネット等は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自の流通, 販売体制を構築するための機械等の整備 ・自ら生産した農林水産物を活用し, 委託加工等による商品開発の取組に必要な機械等の整備 ・農林水産物の加工等による高付加価値化を図るための機械等の整備 ・その他知事が必要と認める機械等の整備 	<p>当該事業実施に直接必要な機械・器具等の購入費で, 次に掲げる機械等の整備に係るもの。ただし, 消費税は対象外とする。</p> <p>1 加工品製造機械</p> <p>2 加工品製造器具</p> <p>3 原料保管機材</p> <p>4 流通・販売用機材</p> <p>5 その他知事が適当と認める機材</p>	<p>補助対象経費の1/3以内(補助上限2,000千円とし, 千円未満は切り捨てる。)</p>	<p>事業費の30%を増減</p>	<p>1 事業の中止及び廃止</p> <p>2 その他重要な部分に関する変更</p>

【備考】

- (1) 補助対象となる経費は, 本事業を効果的にを行い, かつ, 事業の遂行に必要な直接的経費であって, 本事業の実施のために使用したことが明確に区分できる経費とする。
- (2) 既存の機械の更新(単純更新)は, 対象外とする。
- (3) パソコン, タブレット端末, デジタルカメラ等汎用機器や中古機械の取得は, 対象外とする。

様式第1号

平成 年度みやぎ6次産業化トライアル事業費補助金交付申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、みやぎ6次産業化トライアル事業費補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 みやぎ6次産業化トライアル事業実施計画書（要領 別紙）
- 2 経費の配分及び収支予算書（別紙1）
- 3 暴力団排除に関する誓約書（別紙2）
- 4 定款又は規約等の写し（事業主体が法人及び団体の場合、個人の場合は不要）
- 5 納税証明書（県税に係るもの）

様式第2号

平成 年度みやぎ6次産業化トライアル事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農政）指令第 号で補助金の交付決定通知のありました
事業について、下記のとおり事業内容を変更し [金 円の追加交付（減額承認）を受け]
たいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類（様式第1号に準じ、変更内容に関するもの）

様式第3号

平成 年度みやぎ6次産業化トライアル事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農政）指令第 号で補助金の交付決定通知のありました事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 添付書類（様式第1号に準じ、中止（廃止）に関するもの）

様式第4号

平成 年度みやぎ6次産業化トライアル事業費補助金遂行状況報告書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農政）指令第 号で補助金の交付決定通知のありました事業について、補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況（平成 年 月末現在）

計画事業費	出来高事業費	進捗度	残高事業費	備考
円	円	%	円	

2 事業開始年月日

3 事業完了（予定）年月日

平成 年度みやぎ6次産業化トライアル事業費補助金実績報告書について

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農政）指令第 号で補助金の交付決定通知のありました事業について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

（なお、併せて金 円を精算払いによって交付されるよう請求します。）

1 添付書類

- (1) みやぎ6次産業化トライアル事業実績報告書（要領 別紙）
- (2) 経費の配分及び収支精算書（別紙1）
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 実施した補助事業の内容が分かる資料(写真, 成果物等)
- (5) 六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画及び認定書の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 振込先口座名

口座名	銀行	支店	普通・当座
口座番号			
口座名義人	(フリガナ)		

(別紙1)

1 経費の配分 (円)

事業に要する(又は要した)経費 ①+②+③	負担区分			備考
	県補助金 ①	事業実施主体 ②	その他 ③	

2 収支予算(精算)

(1) 収入の部 (円)

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較		備考
			増	減	
県補助金					
事業実施主体					
その他					
計					

(2) 支出の部 (円)

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較		備考
			増	減	
計					

3 事業完了(予定)年月日

(別紙2)

暴力団排除に関する誓約書

申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
- 4 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - (4) 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
 - (5) (1) から (4) までに掲げる行為に準ずる行為

宮城県知事

殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は社名及び代表者名

印

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。